

第 6 回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 6 日 (木) 午後 2 時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員 (21 名)

1 番 中村 輝義	3 番 服部 正文	5 番 仁賀木 義文
6 番 池尻 律芳	8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹
10 番 高山 和典	11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一
13 番 仁田原一太	14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳
16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博	18 番 小川 哲郎
19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一	21 番 原 義博
22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員 (12 名)

1 番 伊藤 正二	4 番 生武 光雄	5 番 樋口 祐二
6 番 中島 敏彦	9 番 末石 敏和	10 番 平井 修
15 番 室園 千秋	16 番 延 和洋	17 番 仁田原正一郎
28 番 野中 敏光	41 番 栗原 英喜	45 番 二田 俊秀

5. 欠席委員 農業委員 (3 名)

2 番 大坪 知美子	4 番 牛島 孝之	7 番 平井 照也
------------	-----------	-----------

6. 欠席委員 最適化推進委員 (1 名)

44 番 今村 嗣範

7. 議事日程

第 1 会議の成立

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案の上程

第 4 議案の審議

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について

議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 12 号 農地改良行為の届出について

議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の処理について

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願の処理について

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について

８．農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久（欠席） 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸
 書記 西原 佑美 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一
 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様こんにちは。本日は、令和６年度第６回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。なお、先月５月２９日・３０日にかけて東京都文京区のシビックホールで全国農業委員会会長大会が開かれました。ちょうど２９日に食料農業農村基本法の改正が参議院を通過した時点で行ったので、それについて衆議院議員の藤丸氏の事務所を訪れて筑後の会長、広川の会長、わたくしと事務局で内容についての要請をしてきました。地元からの要請として７点ほど挙げて参りましたが、概要を申しますと、昨年の広川の豪雨災害がひどくそれにつきましての復旧を続けていただきたいという事と、農産物の販路拡大、流通に向けて３号線バイパスの整備を完成させるための努力をお願いしたい事、それから相続登記の義務化や土地の国庫帰属制度が法整備されましたが、もう少し効率的に機能しやすいように見直していただきたい事、そして中山間地の鳥獣対策、中山間地の担い手確保、山間地の太陽光パネルの乱開発をむやみやたらに許可するのではなく、国としてきちっと法規制で取り締まってもらわないと、今後山間地を含めて農地の保全が効かなくなり土石流や土砂災害などの二次災害を引き起こす懸念があるという事を申し上げてきた次第でございます。それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程 第１・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u> 21名 </u>、 農地利用最適化推進委員 <u> 12名 </u>であります。 会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。
-----	---

事務局	日程 第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、３番 服部 正文 委員、５番 仁賀木 義文 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第３・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。 議案の上程に入ります前に、本日は八女市議会６月定例会が開催されておりまして、局長が出席しておりますのでその関係で本日は農業委員会総会を欠席しております事をお詫び申し上げます。 それでは案件の朗読を行います。 (案件朗読)
議 長	事務局朗読のとおり報告２件・議案５件を一括議題といたします。 それでは１ページをお願いします。 報告第１１号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については７件です。総合計については、３ページをご確認ください。 解約のあった土地１４筆のうち田９筆、畑５筆、合計面積１５，４２０㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。

議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。4 ページをお願いします。 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 4 番をお願いします。
推進委員 4 番	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を農業委員 6 番をお願いします。
農業委員 6 番	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

農業委員 14番 議長 推進委員 28番 議長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を農業委員14番お願いします。 番号3番についてご説明いたします。本申請は、前回の総会において所有権移転贈与で、許可相当とご審議いただきましたが、申請者より贈与ではなく売買であった旨の申出がありましたので、今回、所有権移転売買ということで再申請されるものです。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員28番お願いします。 番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
---	---

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を農業委員１７番お願いします。
農業委員 １７番	番号６番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。農業を始める為に半年前に星野村に移住後、地元の農家の指導を受けられ農作業に従事されており、トマトやナスを栽培しＪＡ直売所等で販売される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

推進委員 28番 議 長 農業委員 15番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員28番お願いします。 番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を農業委員15番お願いします。 番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
---	--

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を最適化推進委員４５番お願いします。
推進委員 ４５番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の農地の整理と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１３番お願いします。
農業委員 １３番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 7 ページをお願いします。 議案第 2 8 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。
事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が 3 件ございます。 番号 1 番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号 2 番、こちらを推進機構より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号 3 番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 8 ページをお願いします。 報告第 1 2 号 農地改良行為の届出について番号 1 番の説明を

事務局	お願いします。 番号1番についてご説明いたします。 申請地は、福岡八女農業協同組合八女西支店より南へ300メートルほど進んだ農地です。この土地を客土し、野菜の作付けをされる予定です。隣接農地の同意もございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 9ページをお願いします。 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農業振興地域内にある農用地になります。農業振興地域内にある農用地につきましては、原則不許可ですが、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合、例外として許可できるとされていることから、農業用施設用地は、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、福岡八女農業協同組合八女東支店より北西へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を、農業用施設用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 5 番お願いします。
推進委員 5 番	5 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、南側水路へ排水されます。雨水も同様に南側水路へ放流される計画です。周辺農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 4 1 番説明をお願いします。
推進委員 4 1 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、西園橋から県道北矢部冬野黒木線を南へ約 5 0 0 m 進んだのち、市道古田線を西へ約 8 0 0 m 進んだところにある農地です。（議案書朗読）この土地に杉 1, 1 6 0 本の植林を計画されているものです。隣接農地は、自己所有のため同意は必要ありません。また、水利につい

	ては承諾済みです。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 3 番お願いします。
農業委員 1 3 番	5 月 1 7 日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は農地と山林に囲まれており、排水は自然流下及び地下浸透で、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 4 1 番説明をお願いします。
推進委員 4 1 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、矢部支所から国道 4 4 2 号線を東へ約 1.5 k m 進んだのち、市道金山 1 号線を南へ約 2.5 k m 進んだところにある農地です。(議案書朗読)

	この土地に杉 700 本の植林を計画されているものです。隣接農地の同意は得ております。また、申請地に水路は無く水利の承諾は必要ありません。
議 長	現地調査の報告を農業委員 13 番お願いします。
農業委員 13 番	5 月 17 日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は現況が原野である農地と山林に囲まれており、排水は自然流下及び地下浸透で、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 11 ページをお願いします。 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願の処理について番号 1 番の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 16 番説明をお願いします。

推進委員 16番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女市立岡山小学校から北西へ400メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられ特定建築条件付売買予定地3戸として利用するための申請でした。令和5年10月25日付けでの農地転用許可が既に交付されていたものです。この度、譲り受け人の希望により取消願を提出されております。なお、この土地は申請前の農地の状態が無着手の状態です。
議 長	続いて現地調査の報告を最適化推進委員5番お願いします。
推進委員 5番	5月24日現地調査を行った結果、申請地の現況は畑として利用され造成等されておりません。隣接農地の影響等問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 12ページをお願いします。 先に事務局より地図についての説明をお願いします。
事務局	地図情報につきまして、前回の総会時に既に移転している施設があり見にくい等のご意見をいただきましたので、その後早急に市役所内で協議をさせていただきました。それで新しいものを頂けないかという事で他課とも協議をいたしまして、今回新しいもの

	を共有させていただく事ができております。ただし、数年に一度データを更新しているかたちでございますので、常に最新の情報をお出しすることができかねる状況でございます。変化のある状況につきましては、事務局でも気を付けてみてまいりますので、委員さんがお気づきのところやご不明な点がございましたら、事務局に教えていただき一番見やすい状態で図面の方を提供させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。
議 長	はい、なるべくそのようにしていきますので今後ともよろしくお願い致します。それでは議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員1番説明をお願いします。
推進委員 1 番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、福岡法務局八女支局より南西に500メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を、譲り受けられて宅地分譲地6区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員19番をお願いします。
農業委員 1 9 番	5月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝へ放流される計画です。隣接農地への

議 長	影響等、問題はないと思います。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している 区域内にある農地であって、第３種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員４番説明をお願いします。
推進委員 ４番	番号２番についてご説明いたします。申請地は、八女中央自動車 学校より西側へ接した農地です。（議案書朗読）この土地を、譲 り受けられて特定建築条件付売買予定地１０戸として利用する ための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれ ており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員３番お願いします。
農業委員 ３番	５月２４日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理 され、雨水と同様に西側側溝へ放流される計画です。

議 長	隣接農地への影響等、問題はないと確認いたしております。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員10番説明をお願いします。
推進委員 10番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、柳島ふれあいセンターより西へ200メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を、譲り受けられて駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員6番お願いします。
推進委員 6番	5月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生いたしません。雨水は西側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響

議 長	等、問題はないと思います。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号４番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて農業委員１１番説明をお願いします。
農業委員 １１番	番号４番についてご説明いたします。申請地は、八女市立西中学校より南へ２００メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を、譲り受けられて共同住宅用地１棟６戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を農業委員 3 番お願いします。
農業委員 3 番	5 月 2 8 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側水路へ排水される計画です。隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 5 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は 1 種と判断します。内容は 4 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 1 5 番説明をお願いします。
推進委員 1 5 番	番号 5 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立西中学校より西へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を、譲り受けられて特定建築条件付売買予定地 5 戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 9 番お願いします。

農業委員 19番	5月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水と同様に南側水路へ排水される計画です。隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号6番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員17番説明をお願いします。
推進委員 17番	番号6番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町木屋、黒木中学校より南に約2キロ、グリンピア八女方向に上った女郎岳集落内の農地です。（議案書朗読）この土地を、受贈され女郎岳地区の飲料水供給施設用地として利用するための申請です。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を農業委員 1 4 番お願いします。
農業委員 1 4 番	5 月 2 8 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水及び自然流下により排水処理されます。隣接地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。 (閉会宣言 1 4 時 4 8 分) 令和 6 年 6 月 6 日 議 長 月 足 靖 彦 3 番 服 部 正 文 5 番 仁 賀 木 義 文

